

「入っててよかった～」～お客様の声をご紹介します～

共済というものがあることを、
一人でも多くの方に知ってほしい。

京都府在住 70代 男性

平成27年7月、大阪の西成区で一人暮らしをしている95歳の母の家が火事になりました。幸い、母は施設にいたので無事でした。早朝5時ごろ、お向かいの方がすぐに消防署に電話してくださったので、私が長岡京市の自宅から駆けつけた時にはすでに火は消えていて、ボヤですみました。それでも、母がいつも使っていた居間は焼け焦げて、1階は水浸しになりました。出火の原因は漏電ではないかということです。

母が施設に通うようになってから、大切な物は預かっていたので、共済に加入していたこともすぐにわかり、連絡をして迅速に対応していただきました。

火災共済金で居間をリフォームし、母にはリフォーム後に全てを伝えたのですが、心配していたほど落ち込むことはなく、ホッとしています。共済は、ご近所の方たちと一緒に加入したそうで、母がそういうことにきちんとしている人で、本当に助かりました。

このようなことがあって、共済というものを全然知らなかったのが、一人でも多くの方に知っていただきたいですね。私の住んでいる京都にはどのようなものがあるのか、これから勉強しようと思っています。

えっ、こんなことでも補償されるの？ 自転車補償プラン

ここ数年、自転車に乗っている人が他人にケガをさせてしまったり、高額な賠償金を請求されるケースを耳にします。そんな時に頼りになるのが、平成27年4月より取り扱いを開始しました「自転車補償プラン」です。でも、この保険って自転車事故の場合だけだと思いませんか？ 自転車補償プランは「交通災害共済」と「個人賠償責任補償特約」がセットになっているので、自転車に関係なくても、自分の過失によって相手に損害を与えた場合は補償されるんです！

最高1億円の補償ですが、身近な補償も対象となり、4月の販売以降、次のような事故でご保険金をお支払いしました。

●お店の前に駐輪していた自転車を出そうとした時に店のガラスを割ってしまった。

⇒対物賠償保険金として8,424円をお支払い。

●自転車に乗っていて、よろけて隣の家の網戸を破ってしまった。

⇒対物賠償保険金として21,600円をお支払い。

上記のほかにも、百貨店で、高額な食器にカバンが当たって、割ってしい損害賠償を求められたときには補償の対象となります。

ぜひ、自転車補償プランのご加入をご検討ください！

当組合では皆様からの貴重なご意見・ご感想をもとに、より一層ご満足いただけるサービスの提供に取り組んでまいります。